

I C 証票取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>I C 証票取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第41号</p> <p>(効力)</p> <p>第19条 I C 証票を第16条の規定により使用する場合は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 当該区間片道1回の乗車に限り有効とする。この場合、記名人式 I C 証票は記名人本人が使用するものとする。また、記名人式でない I C 証票は持参する本人が使用するものとする。ただし、小児が大人運賃及び料金を減額することを承諾して大人用の持参人式 I C 証票を使用する場合も有効とする。</p> <p>(払戻し)</p> <p>第45条 S F の払戻しは、行わないものとする。ただし、次の各項については除く。</p> <p>12 I C O C A 定期券(小児)を所持する旅客が12歳となる年度の3月31日を超え、I C O C A 定期券(小児)を使用することができなくなった場合は、S F 残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とする。)及びデポジットのみの返却を請求することができる。この場合において手数料は収受しない。ただし、I C O C A 定期券(小児)に搭載した定期乗車券がなお有効である場合には第8項第2号の規定に準じて払戻しを行う。</p> <p>(モバイルデバイスの I C O C A の取扱い)</p> <p>第55条の2 モバイルデバイスの I C O C A については、以下の各号の取扱いを行わない。</p> <p>(8) 第43条に定めるチャージ。ただし、携帯電話等を媒体とした I C 証票に対応する自動精算機は除く。</p> <p>(9) 第44条に定める S F の確認。ただし、自動改札機及び携帯</p>	<p>I C 証票取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2018年4月1日規則第41号</p> <p>(効力)</p> <p>第19条 I C 証票を第16条の規定により使用する場合は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 当該区間片道1回の乗車に限り有効とする。この場合、<u>使用者が記名人である I C 証票(以下「記名人式 I C 証票」という。)</u>は記名人本人が使用するものとする。また、記名人式でない I C 証票は持参する本人が使用するものとする。ただし、小児が大人運賃及び料金を減額することを承諾して大人用の持参人式 I C 証票を使用する場合も有効とする。</p> <p>(払戻し)</p> <p>第45条 S F の払戻しは、行わないものとする。ただし、次の各項については除く。</p> <p>12 I C O C A 定期券(小児)を所持する旅客が12歳となる年度の3月31日を超え、I C O C A 定期券(小児)を使用することができなくなった場合は、S F 残額(1円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額とする。)及びデポジットのみの返却を請求することができる。この場合において手数料は収受しない。ただし、I C O C A 定期券(小児)に搭載した定期乗車券がなお有効である場合には第8項第2号の規定に準じて払戻しを行う。</p> <p>(モバイルデバイスの I C O C A の取扱い)</p> <p>第55条の2 モバイルデバイスの I C O C A については、以下の各号の取扱いを行わない。</p> <p>(8) 第43条に定めるチャージ</p> <p>(9) 第44条に定める S F の確認</p>	

電話等を媒体としたIC証票に対応する自動精算機は除く。

別表1（第4条関係）

備考

1 外国で発行するPiTaPaカードについては、第37条第1項及び第46条第2項の規定を適用しない。

2 携帯電話等を媒体としたIC証票については、第20条、第43条（携帯電話等を媒体としたIC証票に対応する自動精算機は除く。）及び第44条（自動改札機及び携帯電話等を媒体としたIC証票に対応する自動精算機は除く。）の規定を適用しない。

附 則

この規則は、2023年10月3日から施行する。

別表1（第4条関係）

備考

1 外国で発行するPiTaPaカードについては、第37条第1項及び第46条第2項の規定を適用しない。

2 携帯電話等を媒体としたIC証票については、第20条、第43条及び第44条の規定を適用しない。